

基本的対処方針

政府は、新型コロナウイルスの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、新型コロナウイルスへの対策に総力を挙げて取り組むこととし、次の措置を講ずることを決定した。

一、国際的な連携を密にし、諸外国における罹患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型コロナウイルスのWHOや諸外国の対応状況、新型コロナウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払い、国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対し、厚生労働省・外務省や自治体等の相談窓口において適切に対応する。

二、在外邦人に対し支援を行うこと及びウイルスの国内侵入をできる限り防止することを目的として、各国における感染の度合いを勘案し、以下の水際対策を実施する。

- (一) メキシコ等発生国への感染症危険情報の発出
- (二) メキシコ等発生国の在外邦人に対する情報提供、タミフルが医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化

(三) メキシコ等発生国からの邦人の帰国を支援するための諸対策の推進

(四) 検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化

(五) 必要に応じ、メキシコ等発生国からの入国者に関する査証審査の厳格化

(六) メキシコ等発生国から入国した感染者や感染したおそれのある者に対する隔離・停留及び空港等における警備強化

三、ウイルス株を早急に入手し、検査法の確立、病原性等の解析及びパンデミックワクチンの製造に取り組みむ。

四、新型コロナウイルスの疑いのある患者の届出があったことを踏まえ、患者の国内での発生に備え、以下の対策に万全を期する。

- (一) 保健・医療分野を始めとする全ての関係者に対する的確な情報提供
- (二) 発熱外来の早急な整備
- (三) 国内サーベイランスの強化
- (四) 疑いのある患者への迅速・的確な医療の提供
- (五) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業

者に対する供給体制の確認や注意喚起

五. 国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、四に加え、弾力的、機動的に以下の措置を講ずる。

(一) 積極的疫学調査の徹底

(二) 患者や濃厚接触者が活動した地域等における感

染拡大防止措置の徹底

○ 外出にあたってのマスク着用、うがい、手洗

い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ

○ 不要不急の外出自粛の要請

○ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請

○ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請

○ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の

要請

○ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請

(三) 抗インフルエンザウイルス薬等の円滑な流通と適切な使用

(四) 医療従事者や初動対処要員等の保護

※ 下線部が追加された関連部分（健康学習課において下線を記載）